

1. 女性役員の育成の必要性と 「女性役員候補育成のためのモデルプログラム」について

平成24年（2012年）に発足した第2次安倍内閣では、「女性が活躍できる社会」の実現に向けて、平成28年（2016年）4月に女性活躍推進法が施行され、女性活躍推進法に基づく企業等の行動計画の策定・公表や情報開示の促進、男女問わず安心して継続就業できる両立支援体制の整備等の取組を進めてきた。その結果、女性の就業者数が2012年から2019年の7年間で330万人以上増えるなど、我が国の女性活躍は一定の前進が見られた。

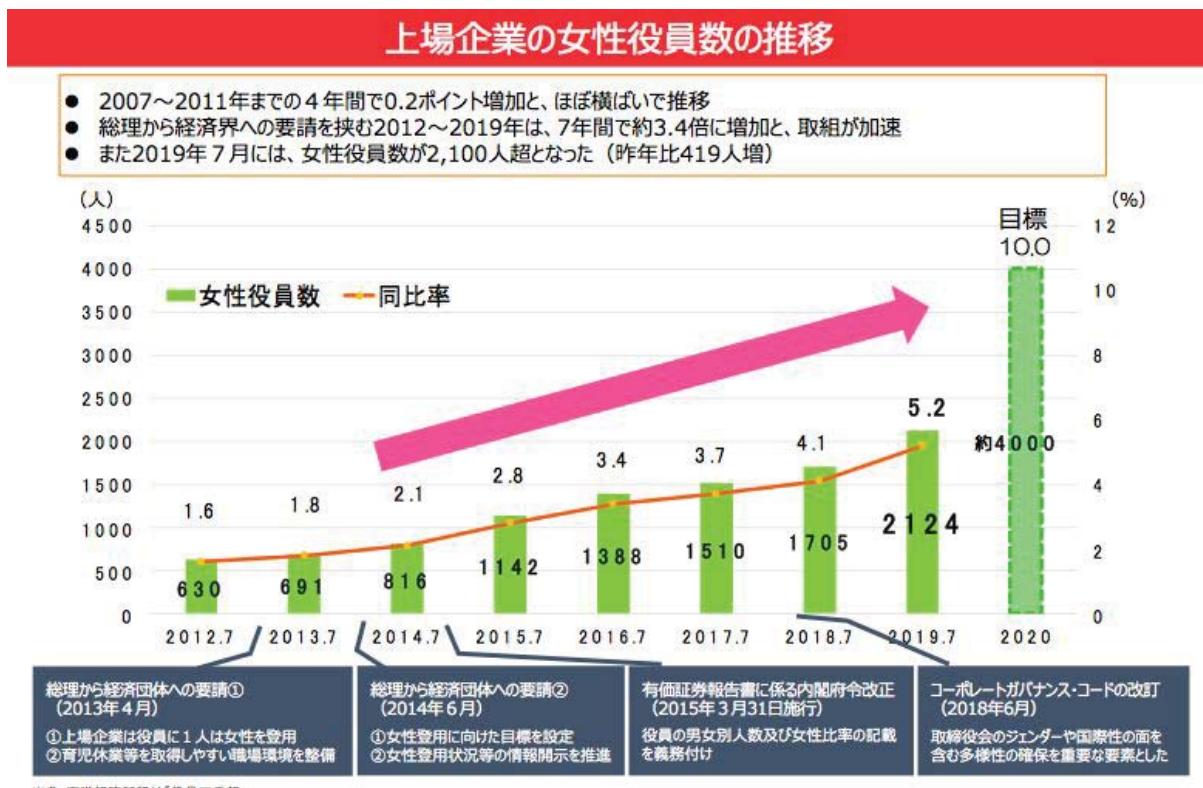
しかしながら、我が国における管理的職業従事者に占める女性の比率は14.8%（令和元年）と、国際的にみても依然として低い水準にとどまっている。とりわけ経営の意思決定に関わるトップ層である女性役員数は、平成24年（2012年）から令和元年（2019年）の7年間で、約3.4倍に増え、着実に成果が上がっているものの、その割合は、依然として5.2%（令和元年7月）に過ぎない。

また、激変する世界経済の中で、日本企業がグローバルに勝ち残るには、イノベーションが競争戦略上不可欠である。イノベーションの源泉とは、知と知の組み合わせであり、組織内の議論など「創造的な摩擦」を通して、革新的な考えを生み出し、実現することであるとの指摘もある。人口の半分は女性である。そのニーズに応えるためには、多様な視点がより重要になる。今後、日本企業にとって、労働力不足やグローバル競争が熾烈さを増す中で、日本企業の従来の男性のみの企業統治（コーポレート・ガバナンス）では、成長が望みにくいことは共通認識となっている。

こうした中で、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、2020年までに「上場企業役員（取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表取締役及び執行役）に占める女性の割合10%」を目指すこととされた。この10%の達成に向けては、約1,388人（平成28年7月）の女性役員数を約4,000人まで増やす必要があったため、内部登用だけでなく、社外取締役など外部登用の動きを進めることによって、その比率を引き上げることが我が国の喫緊の課題であった。最近の状況を見ると、上場企業に占める女性役員の割合も徐々に高まりつつあるが、国際的にはなお低い水準であり、官民あげて更なる具体的な取組が急務である（図表1-1-1）。

そこで、内閣府男女共同参画局では、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向け、平成28年度調査研究において、「女性役員登用の閣議決定目標「2020年10%」達成に向けて」（平成29年2月）を取りまとめ、女性役員候補育成のためのモデルプログラムを開発した。

図表1-1-1 上場企業の女性役員数の推移



<女性役員登用の必要性>

(1) 取締役会の構成員が多様となることで、多様な視点・価値観を反映した幅広い選択肢の検討が可能となり、暗黙の了解や集団浅慮（groupthink）に陥らず、柔軟・最適な業務執行の決定（攻めのCG*）、及びリスク回避（守りのCG*）が可能となり、取締役会の監督機能の向上に資する。また、このような多様な視点・価値観を受容する組織においては、イノベーションが促進され、この結果、企業競争力や社会的評価が向上し、企業価値も向上する。

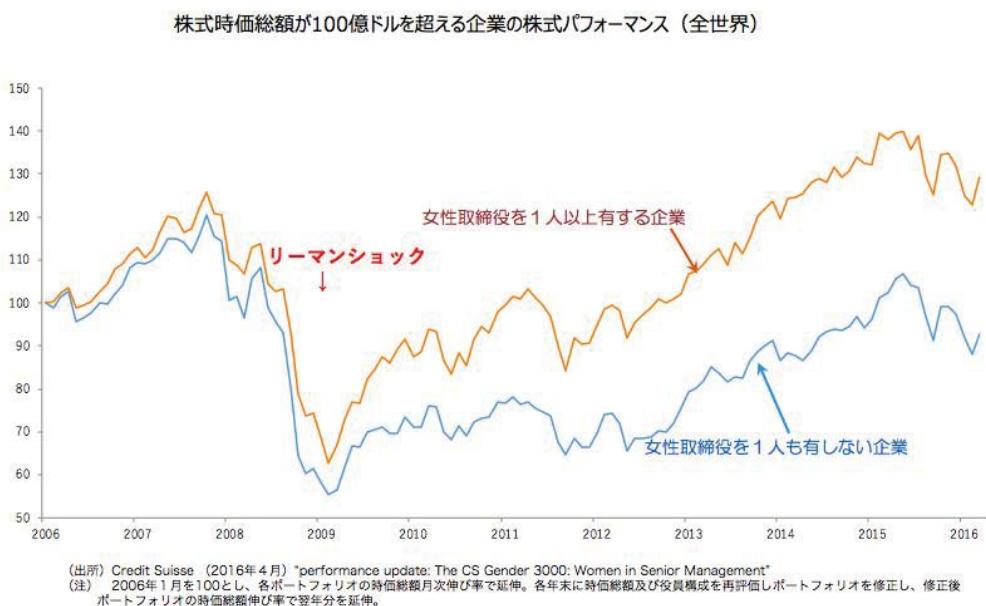
*CG = Corporate Governance

(2) 内閣府が実施した機関投資家等を対象としたESG投資調査¹によると、約7割の機関投資家が、投資判断や業務において女性活躍情報（女性役員比率、女性管理職比率等）を活用する理由として、「企業の業績に長期的には影響がある情報と考えるため」と回答している。

(3) 女性役員比率が高い企業は、低い企業と比べて、自己資本利益率（ROE）等の経営指標や株式パフォーマンス（TOPIXなど株価指数に対する騰落率＝相対株価）が良くなっている、女性役員の登用は企業経営にプラスの影響があるとの指摘もある（図表1-1-2）。また、女性の需要に対応した商品・サービスの開発にもつながっている実例もある。

¹ 平成30年度事業：ESG投資における女性活躍情報の活用状況に関する調査研究
http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/30esg_research.html

図表1-1-2 株式時価総額が100億ドルを超える企業の株式パフォーマンス



(4) 女性社外取締役が、根強く残る日本型の長時間労働の問題点や女性活躍の必要性を指摘し、男女とも働きやすい職場改善や女性の登用を促すことで、内部昇進による女性役員が増えしていく環境が整い、ともに増加する相乗効果が見込まれる。

(5) 女性役員がロールモデルやメンターとなることにより、企業における裾野の広い女性人材育成が加速する可能性がある。

(6) 取締役への登用者を、男性限定の候補者から探すより、男女の候補者から探す方が、選択肢が広がり、より適任者を探せる可能性が高まる。

* p.4～5「女性役員登用の必要性」については、平成28年度女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査研究報告書から加筆